

**株式会社アーネストワン（特定事業者）
(戸建住宅の建設・販売等を営む事業者)**

1 特定供給事業者との取引の概要

(1) 取引の内容

戸建住宅の建設に伴う大工工事、仮設工事、基礎工事等（以下「建設工事」という。）

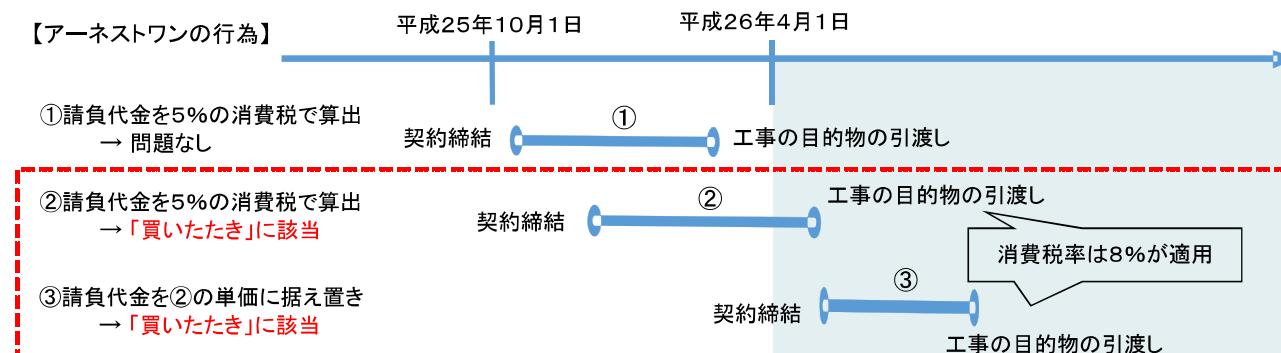
(2) 工事代金の設定方法

株式会社アーネストワン（以下「アーネストワン」という。）は、建設業者（特定供給事業者）との間で工事単価を定め、これに一定期間の発注数量を乗じて建設工事の工事代金を算出。

2 工事代金の据置き

- (1) アーネストワンは、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しが完了した建設工事の工事代金について、消費税率8%が適用されるところ、建設業者のうち、一部のものに対し、消費税率の引上げ分を上乗せせず支払った（下図②の行為）。
- (2) アーネストワンは、平成26年4月1日以後に発注した建設工事の工事代金について、建設業者のうち、一部のものに対し、平成26年3月31日までの工事単価と同額に定め、消費税率の引上げ分を上乗せせず、前記1（2）の方法で算出した額を工事代金として支払った（下図③の行為）。

【アーネストワンの行為】



- 3 アーネストワンは、公正取引委員会の調査開始後、平成27年10月2日までに消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを特定供給事業者との間で合意し、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を特定供給事業者に対して支払った。

勧告の内容

- 今後、消費税の転稼を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

**建設工事を請け負う事業者
(特定供給事業者 約50名)**